

施設使用ならびに手数料徴収規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 定款第4条第2項の規定により、この土地改良区が行う事業を害しない範囲内で、土地改良区施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合、ならびにこの土地改良区が徴収する手数料については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(施設の範囲)

第2条 この規程において、施設とは次に掲げるものをいう。

- (1) この土地改良区の所有権に基づき維持管理する用排水路、堤塘、農道、井堰、橋梁等
- (2) この土地改良区の所有権以外の権限に基づき維持管理する用排水路、堤塘、農道、井堰、橋梁等

第 2 章 施 設 の 使 用

(使用の区分)

第3条 前条の施設の使用は、その使用の目的により次のとおり区分する。

- (1) 施設を別表第1号表に区分した目的で使用するとき（以下「1号使用」という。）
- (2) 浄化槽および油水分離槽等の処理水を放流するため施設を使用するとき（以下「2号使用」という。）
- (3) 地区除外等処理規程第2条（同規程第9条において準用する場合を含む。）の規定により、農地転用された敷地等の排水を放流するため施設を使用するとき（以下「3号使用」という。）

(使用の手続)

第4条 「1号使用」による施設使用のときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用場所および員数ならびに図面
- (3) 使用期間
- (4) 使用方法に関する計画書および図面
- (5) その他必要な事項

第5条 「2号使用」による施設使用のときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用場所
- (3) 浄化槽型式および規模
- (4) 放流する水路名および水路までの行程
- (5) その他必要な事項

第6条 「3号使用」による施設使用のときは、地区除外等処理規程に基づく協議の成立をもって承認したものとみなす。

(使用期間)

第7条 「1号使用」による施設の使用期間は3カ年以内とする。
ただし、承認を受け更新して使用することができる。

- 2 前項ただし書きの場合においては、期間満了1カ月前に継続使用申請書を第4条の要項により提出しなければならない。
- 3 「2号使用」「3号使用」による施設の使用期間は、維持管理計画書に基づきその施設をこの土地改良区が維持管理をする期間とする。
ただし、特別の理由がある場合の使用期間については、理事長がこれを決定することができる。

(条件の厳守)

- 第8条 施設の使用を承認され、当該施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、すべての承認条件を厳守し、この土地改良区および第三者に対し、不利益な行為をしてはならない。
- 2 不利益な行為および事業に支障となる場合、使用者は保証人と連帯して、その一切の責任を負うものとする。

(承認の取り消し)

- 第9条 使用者が次の各号の1に該当するときは、理事長は使用者に対し使用の承認を取り消すことがある。この場合において使用者が損害を受けることがあっても、この土地改良区は一切その責任を負わない。
- (1) 使用の目的にそむいたとき
 - (2) 本規程にそむいたとき
 - (3) この土地改良区において、直接これを使用する必要が生じたとき
 - (4) この土地改良区の承認を得ないで、使用权を第三者に譲渡したとき
 - (5) 使用条件を守らないとき、またはこの土地改良区に対し不利益な行為があったとき
 - (6) 治水利水上、公害を及ぼしもしくは危険のおそれがあると認めたとき
- 2 この土地改良区が使用者に対し使用の承認を取り消したときは、速やかに原形に復旧して返還させるものとする。

(使用者の変更)

- 第10条 使用者は、次の各号の1に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届け出てその指示を受けなければならない。
- (1) 使用者の住所、氏名等に変更があったとき
 - (2) 使用者が死亡したとき
 - (3) 使用法人が解散したとき
 - (4) 使用者が使用を中止したとき
- 2 前項第2号および第3号の届け出義務者は、相続人または清算人とする。

(使用料の徴収および額)

- 第11条 施設の使用を承認したときは、使用者から施設の使用区分に合わせ使用料を徴収する。
- 2 使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 「1号使用」のとき 別表第1号表
ただし、特別の理由がある場合は一時金をもってこれに代えることができる。
 - (2) 「2号使用」のとき 別表第2号表
 - (3) 「3号使用」のとき 別表第3号表
 - 3 前項第1号ただし書きの一時金の額については、その都度理事長が決定する。

(使用料の減免)

- 第12条 次の各号の1に該当するときは、使用料を減免することができる。
- (1) 国、府またはこの土地改良区区域に属する地方公共団体において直接その事業のために使用するとき

- (2) 組合員が農業に従事するに必要な農業用施設として使用する時
 - (3) 組合員が、農地を居宅、農業用作業場その他農業用施設を目的として転用するとき、および農地法（昭和27年法律第229号）第4条に基づき500㎡以下の農地を住宅、倉庫、駐車場、材料置場等を目的として転用するとき
 - (4) 第2条第1項(2)に規定される施設において、社会福祉法人が設置する工作物等で、営利を目的としない場合
 - (5) 自治会等が設置する工作物等で、防災・環境保全等公共性が高く、営利を目的としない場合
 - (6) 理事会または総代会において、減免を決議したとき
- 2 前項の減免を受けようとするときは、減免申請書を提出しなければならない。

(徴収の方法)

第13条 使用料の徴収は、次に掲げるところによる。

- (1) 使用期間1年未満及び使用料を一時金として徴収するときは、使用承認したときに全額を徴収する
- (2) 使用期間1年以上のときは、初年度分は使用承認したときに、次年度以降分については当該会計年度分をその年度のはじめに徴収する
- (3) 使用料を年額で徴収する場合において使用期間が1年未満であるとき、またはその期間に1年未満の端数があるときは月額をもって計算する。
ただし、1ヵ月未満の端数があるときは1ヵ月として計算する

第 3 章 手 数 料

(手数料の徴収および額)

第14条 この土地改良区は、次項各号に掲げる書類の交付を受ける者から手数料を徴収する。

なお、この手数料には別途消費税等を加算する。

- 2 手数料の額は、次のとおりとする。
- | | |
|---|--------------|
| (1) この土地改良区が発行する諸種の証明書の交付 | 1件につき 1,100円 |
| (2) 開発ならびに宅地造成事業等の認可申請に関する同意書発行 | 別表第4号表 |
| (3) 地区除外等処理規程第4条（同規程第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見書の交付 | 1筆につき 1,100円 |
| (4) 民有地境界明示 | |
| ア 指令書発行 | 1件につき 4,600円 |
| イ その他 | 1件につき 1,100円 |
- なお、1件とは3筆までとし、1筆増すごとに550円を加算する

(手数料の減免)

第15条 国、府またはこの土地改良区区域に所属する地方公共団体が書類の交付を受ける場合、前条の手数料を減免することができる。

(徴収の方法)

第16条 手数料の徴収は、証明書等交付の際に徴収する。

第 4 章 補 則

(使用料、手数料の返還)

第17条 既納の使用料および手数料は返還しない。

ただし、使用料については次の各号の1に該当するときは、所定の手続を経てその全部または一部を返還することができる。

- (1) この土地改良区の必要により、使用施設を返還したとき
- (2) 「3号使用」において、農地転用の申請を取り消したとき
- (3) 「2号使用」において、浄化槽の設置を取り消したとき
- (4) その他特別な理由があり、理事長が必要と認めたとき

(施設使用ならびに手数料徴収規程)

(そ の 他)

第18条 この規程によって処理することが適当でない施設の使用に関する事項については、理事会の承認を得て理事長が決定する。

- 2 第11条第2項および第14条第2項に規定する使用料ならびに手数料の額によることができないものについては、これに準じて理事長が調査決定する。
- 3 この規程に定めのない事項は、その都度理事長が決定する。

附 則

1. この規程は、昭和26年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和35年 4月 1日より施行する。
2. 神安土地改良区工作物使用規程は廃止する。

附 則

1. この変更規程は、昭和36年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この規程は、昭和39年 4月 1日より施行する。
2. 神安土地改良区管理施設等使用並びに補償規程は廃止する。
3. 既に承認を受けたものは、本規程による承認を受けたものとする。

附 則

1. この変更規程は、昭和41年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和42年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。
2. 従前の土地改良区施設使用ならびに補償規程は、昭和46年 8月31日づけをもって廃止する。

附 則

1. この変更規程は、昭和49年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和52年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和54年 5月18日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和60年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 2年 4月 1日より施行する。
2. この変更規程を施行するにあたり、既許可にかかるもののうち値上り割合が4割を超えるものにあつては、次表の年次に基づき使用料を徴収する。

区 分 \ 年 次	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度 以 降
	改正使用料の 70%相当額	改正使用料の 85%相当額	改正使用料の 全 額

3. この変更規程、別表第1号のうち「管」類について他の法令等ならびに社会情勢を勘案のうえ新たに設けた「口径100mm以下」の施行期日にあつては、附則1の施行日にかかわらず、平成3年4月1日とし、それまでの間なお従前どおりとする。

附 則

1. この変更規程は、平成 3年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 8年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 9年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
2. この変更規程を施行するにあたり、既承認にかかる変更後の使用料総額が前年度における使用料総額に1.1を乗じて得た額（以下「調整使用料総額」という。）を超えるときは別表の規程に関わらず、次回継続使用の更新時までの間「調整使用料総額」とする。

附 則

1. この変更規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(施設使用ならびに手数料徴収規程)

別表（第1号表）

非課税

区 分	単 位		使 用 料	備 考
	基 礎	区 分		
鉄 塔	1 m ²	年 額	2,600円	
電 柱	1 本	年 額	2,810円	
電 話 柱	1 本	年 額	1,690円	
線 下	1 m ²	年 額	860円	
管				別表管使用料明細表のとおり
軌 道	1 m ²	年 額	2,600円	
橋 梁	1 m ²	年 額	2,100円	
			3,000円	営業用で全幅4mを超える部分
道 路	1 m ²	年 額	1,730円	
広 告 物	1 m ²	年 額	11,180円	
建 築 物	1 m ²	年 額	土地価格 ×4/100	土地価格は固定資産評価額とする。 ただし、最低使用料は1,730円とする
畑	1 m ²	年 額	700円	
駐 車 場	1 m ²	年 額	2,600円	
資 材 置 場	1 m ²	年 額	2,600円	
共架・添架物				別表共架・添架物使用料明細表のとおり
そ の 他				場所および状況に応じ、他と比較のうえ これを定める

(管使用料明細表) ガス管、水道管、排水管、電線管使用料明細表

非課税

単 位		区 分	使用料	備 考
基 礎	内径(口径)			
1 m	100mm以下	年 額	250円	排水管において別表第3号表による使用料 の未払いのものについては、別途敷地面積 ×16円/m ² とする
1 m	200mm以下	年 額	500円	
1 m	400mm以下	年 額	1,000円	
1 m	1,000mm以下	年 額	1,700円	
1 m	2,000mm以下	年 額	2,600円	
1 m	2,000mm超	年 額	3,200円	
	そ の 他			場所および状況に応じ、他と比較のうえこ れを定める

(共架・添架物使用料明細表)

非課税

区 分	単 位		使 用 料	備 考
	基 礎	区 分		
共 架 柱	1 本	年 額	1,970円	
添架広告物突出	1 m ²	年 額	7,830円	
添架広告物巻付	1 m ²	年 額	3,910円	
通信設備共架	1 本	年 額	1,180円	

別表（第2号表）

課税

区 分	単 位		使 用 料	備 考
	基 礎	区 分		
(ア) し尿浄化槽	1人槽当たり	一時金	7,900円	
(イ) 油水分離槽	1槽当たり 5段槽を基準とする	年 額	16,000円	

別表（第3号表）

課税

区 分	単 位		使 用 料	備 考
	基 礎	区 分		
(ア) 会社・工場等 (住宅・宿舍を含む)	敷地 1 m ² 当たり	年 額	15円	
(イ) 同上 (1,000m ² 未満のとき)	敷地 1 m ² 当たり	一時金	225円	
(ウ) 住宅・倉庫・駐 車場・資材置場 等	敷地 1 m ² 当たり	一時金	225円	

水質等の規制については、地区除外等処理規程様式第4号の誓約書により処理するものとする。

別表（第4号表）

課税

施工地区の面積	手 数 料		備 考
	自 己 住 宅	そ の 他	
500m ² 未満	2,200円	20,400円	
1,000m ² 未満	4,400円	31,500円	
3,000m ² 未満	8,900円	45,400円	
6,000m ² 未満		75,900円	
1ha未満		107,400円	
3ha未満		153,700円	
6ha未満		188,000円	